

NORMA

ノーマ No.336

社協情報

4|5

2020

APRIL MAY

SPECIAL REPORT

特集

P.2

2040年に向けた

社会福祉組織・関係者の取り組みと社協の役割

「全社協 福祉ビジョン2020」まとまる

P.8 ●すべての社協の「地域における公益的な取組」の発信率100%へ
～現況報告書への漏れのない記載をお願いします～

P.10 ●地域づくりのいろは [新連載・第1回]
地域共生社会推進検討会報告のポイントと小地域福祉活動の意義
東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一氏

P.12 ●社協活動最前線
淡路市社会福祉協議会（兵庫県）
障害当事者の社会参加を通じて、
地域住民の生活課題の解決と共生循環型地域社会の実現をめざす

P.14 ●ジモトでつながる災害ボラセン [新連載・第1回]
「協働」により支えられた災害ボランティアセンター①（倉敷市社会福祉協議会）

P.16 ●ともに歩もう！ 社会福祉法人 [新連載・第1回]
全国社会福祉法人経営者協議会
経営強化委員長・地域共生社会推進委員会副委員長 久木元 司氏

2040年に向けた社会福祉組織・関係者の取り組みと社協の役割

～「全社協 福祉ビジョン 2020」まとまる～

全社協・政策委員会では、2020年2月21日、「全社協 福祉ビジョン 2020」（以下、福祉ビジョン）をとりまとめた。福祉ビジョンは、2011年に公表した「全社協 福祉ビジョン 2011」の到達点をふまえ、2040年の社会環境の変化を見すえて、社会福祉組織・関係者が課題認識を共有しつつ、主体的に取り組んでいくための羅針盤として、2020年4月を始期として策定したものである。

本特集では、福祉ビジョンの概要を示すとともに、全社協・福祉ビジョン改定作業委員会の委員である東松島市社会福祉協議会の阿部英一氏に、福祉ビジョンをうけて、社協が今後求められる機能や役割についてご寄稿いただき、さらに、「協議体」としての性格を有する社協に特に期待される「連携・協働の場づくり」について、土浦市社会福祉協議会と山添村社会福祉協議会の二つの実践事例を紹介する。

福祉ビジョン2020の概要

2040年の社会の姿を見すえた取り組み

これからの社会保障・社会福祉のあり方を考えるうえで、近年クローズアップされているのは、2040年問題である。2040年には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、日本の全人口に対する後期高齢者の割合は20%を超えると見込まれている。また、さらなる人口減少が進み、単身世帯は全世帯の約4割に増加することが想定されている。産業構造についても、「製造業」の就業者数が減少する一方、「医療・福祉」の就業者数は増加すると見込まれている。

福祉ビジョンでは、この2040年の社会の姿を見すえつつ、「全社協福祉ビジョン2011」以降の各福祉分野の制度や主な課題、各社会福祉組織の現状と課題等を整理したうえで、2030年までの10年間の横断的な取り組みの方向性を提起している。

福祉ビジョンがめざすこと

福祉ビジョンは、社会福祉組織・関係者がめざす社会の姿として、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を掲げている。これは、住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、楽し

みや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会である。

また、このことは、国がめざす「地域共生社会の実現」や、国際的に進められている「持続可能な開発目標（SDGs）」との整合性を図る必要がある。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」の関係を超え、地域住民等の多様な主体が世代や分野を超えてつながり、相互に役割を持つことのできる社会とされ、2018年4月1日に施行された改正社会福祉法では、第4条で地域福祉の推進の理念が、第106条の3では地域生活課題の解決に向けて包括的な支援体制を構築することがそれぞれ明記された。現在、これらの理念の実現に向けて、地域住民や社会福祉組織・関係者が連携・協働しながらさまざまな実践に取り組んでいる。一方、SDGsは、2015年9月に国連サミットで採択され、持続可能な社会を実現することを目的に、17の目標と169のターゲットから構成される「誰一人取り残さない」ことを誓った開発目標である。SDGsで示された考え方は、社会福祉組織・関係者がこれまで地道に積み重ねてきた社会福祉の実践にも重なるものであり、SDGs

に取り組むことは「地域共生社会の実現」にもつながるといえるが、福祉ビジョンは、これら二つの視点を考慮しながら推進していく必要があるといえる。

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた8つの取り組み

福祉ビジョンがめざす「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、以下、社協や社会福祉法人をはじめとした福祉組織・関係者に求められる8つの取り組みを紹介する。

①重層的に連携・協働を深める

地域生活課題の解決のためには、多様な主体がそれぞれの強みを個別に発揮するのではなく、重層的に連携・協働することが重要である。多様な主体の「協議体」としての性格をもつ社協は、連絡・調整機能を発揮し「連携・協働の場」となり、地域生活課題の解決に向けた情報集約・共有等の具体的な行動を起こすことが求められる。また、社会福祉法人は「連携・協働の場」における地域のネットワークの中心として活動を展開していくことが期待される。

②多様な実践を増進する

社会福祉の対象となる地域生活課題は多様な形で現れる。社会福祉組織・関係者には、社会的包摂の観点に立脚し、居宅から施設まで、ニーズに応じた多様なサービスを開発することが求

められる。また、社会福祉組織・関係者は自らが取り組むことに加え、地域住民やボランティアとともに、多様なサービスを展開していくことが重要である。

③福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る

社会福祉従事者がやりがいをもって働き続けられるよう、マネジメント機能の強化やハラスメントのない環境整備・キャリアアップの仕組みづくり等が重要である。また、多様な人材の参入促進や将来的な福祉人材の確保に向け、社会福祉の仕事の魅力を発信することが求められている。「地域共生社会の実現」の観点からは、専門職だけでなく、地域住民の主體的な参加促進や民生委員・児童委員活動への理解を広げることも重要である。

④福祉サービスの質と効率性の向上を図る

今後の相対的な労働力人口の減少を踏まえると、各職員が専門性の向上を図るとともに、多職種の連携・協働を進め、チームとしての総合力を高めるなど、福祉サービスの質を高め、効率化を図り生産性を向上させることが重要である。そのためには、福祉サービスの提供に際して、業務手順の改善やICT等の活用による情報共有の仕組みづくり、職員が複数の業務を担当する多機能化等を進めることが求められる。

⑤社会福祉組織の基盤を強化する

社協が「連携・協働の場」の機能を

発揮するためには、事業・活動の意義や成果等を、地域住民をはじめとする地域のなかの多様な関係者に示し、理解を得ることが不可欠である。また、活動の充実のために、共同募金の機能を活かした地域福祉の財源の確立や、クラウドファンディング等の新たな寄付金獲得手法の開発等、財源を多角的に確保することが求められる。「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、SDGsを志向する企業との協働を進めることも重要である。

⑥国・自治体とのパートナーシップを強める

自治体には住民の福祉を推進する責務があり、社会福祉組織・関係者は行政とパートナーシップを深めることが不可欠である。社協が行政からの委託事業等を実施している場合、その多くは地域生活課題の解決という継続的かつ安定的な事業実施を要する取り組みであることから、社協は委託事業等の効果・実績をあげていくために委託契約の見直しを働きかけたり説明手法を工夫することが求められる。また、自治体や社会福祉法人、社協が抱える課題を集約し、政策提言や要望活動を実施し、自治体との協働による課題解決を図ることが重要である。

⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する

地域住民は地域生活課題の解決に向けて取り組む主体であり、地域住民の福祉活動への理解促進や参加の機会を確保することが重要である。そのため

には、社会福祉組織・関係者は、社会福祉事業の担い手としての使命や役割を広く発信するとともに、地域住民との実践を通じ相互理解を深め信頼関係を構築することが求められる。

⑧災害に備える

社会福祉組織・関係者は、災害時における自らの役割の周知や自治体との協定の締結、地域住民をはじめ多様な関係者との連携による災害福祉支援ネットワークの構築等、平時から災害に備える取り組みを進めることが重要である。また、災害ボランティアセンターの運営に係る人材養成等を行う「災害福祉支援センター（仮称）」の設置や、避難所に避難している要配慮者への福祉的支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWAAT）」のさらなる組織化も進めていく。加えて、平時からの体制整備のための公的資金の確保と法整備の実現もめざしていく。

※「全社協 福祉ビジョン2020」

URL <https://www.shakyo.or.jp/download/vision2020.html>



全社協 福祉ビジョン 2020

福祉ビジョン2020をうけて

「社協に求められる機能と役割を考える」

東松島市社会福祉協議会 常務理事・事務局長 阿部 英一

「全社協福祉ビジョン改定作業委員会」に市町村社協の立場から参画した。福祉ビジョンは、社会福祉を取り巻く状況を認識し、2040年問題が提起する課題を解決するため、当面、2030年までの10年間における社会福祉組織・関係者の横断的な取り組みの方向性を示した羅針盤である。同時に、社協が社会福祉組織・関係者の「連携・協働の場」として機能することへの期待が込められたものとなっている。しかし、策定の過程において、社協以外の委員から「社協が何をしているのか分からない」「社協にはあまり期待していない」との苦言が呈された場面もあった。社協に対する期待の裏返しにとらえ、実践を通じてこうした思いに答えを返していく必要がある。

「地域共生社会の実現」に向けて、さまざまな制度改革が行われるなか、地域福祉の推進が施策化され、その担い手は必ずしも社協だけではなくなった今、社協の一員として大きな危機感を感じている。所属する東松島市社協は、東日本大震災をきっかけに、初めてアウトリーチに取り組み、被災者の抱える課題がより鮮明に見えるようになった。同時に、この取り組みを継続し、包括的な支援体制の強化にまでつなげ

る必要性を感じていた。そこで、実施責務のある行政とのパートナーシップが重要と考え、生活困窮者自立支援事業や生活支援体制整備事業、国庫補助事業の多機関の協働による包括的支援体制構築事業等を社協が実施する意義や必要性を提案・受託したことで、現在もこの取り組みを継続している。また、市内の社会福祉法人・福祉施設に「地域における公益的な取組」への連携・協働を働きかけ、身近な圏域における相談支援窓口を開設するなど、「連携・協働の場」の機能を発揮するための土台づくりにも努めている。

社協は、長年培ってきた事業・活動を通じて、地域の社会福祉組織・関係者とのネットワークを持っている。私はこのネットワークそのものを「連携・協働の場」としてとらえており、何か新しいものを作り上げることではないと思っている。また、社会福祉法の求める社協が、社会福祉組織・関係者で組織される「協議体」であり、連絡・調整役であることにも改めて気づかされた。このことを再認識し、社協は地域の社会福祉組織・関係者の調整役としての機能を発揮しながら、地域生活課題の解決に向け、先導的役割を果たしていくべきだと感じている。

事例①

地域課題の把握と解決をめざした、関係者をつなぐ細やかなネットワークづくり

茨城県・土浦市社会福祉協議会

課題の把握と支援につなげる「スクラムネット会議」と「ふれあい調整会議」

茨城県では、支援を必要とする圏域の住民とその家族を対象として、医療・保健、福祉が協働し、適切なフォーマル・インフォーマルサービスを提供する「茨城県地域ケアシステム推進事業」を、市町村への補助事業として、平成6年度に開始した。土浦市社会福祉協議会（以下、市社協）は、この補助事業を市から受託し、地域ケアコーディネーターを市内7中学校区公民館に配置し、課題把握や情報集約を行っている。この地域ケアコーディネーターは、毎月定例で行政等の担当者も集まって個別事例を検討する「スクラムネット会議」を開催している。家庭医の決定・往診、訪問診療等、医療との壁が極めて低くなったと実感している。また、医師会から推薦された医師や薬剤師、ケアマネジャー、各種相談員、ボランティア等が参加する「ふれあい調整会議」も隔月で開催している。この会議では、スクラムネット会議で決定した支援方針を検討するとともに、必要に応じて政策提言を行うことも検討する。なお、直接の支援を必要とする

社会福祉法人との連携・協働による買物支援事業の展開

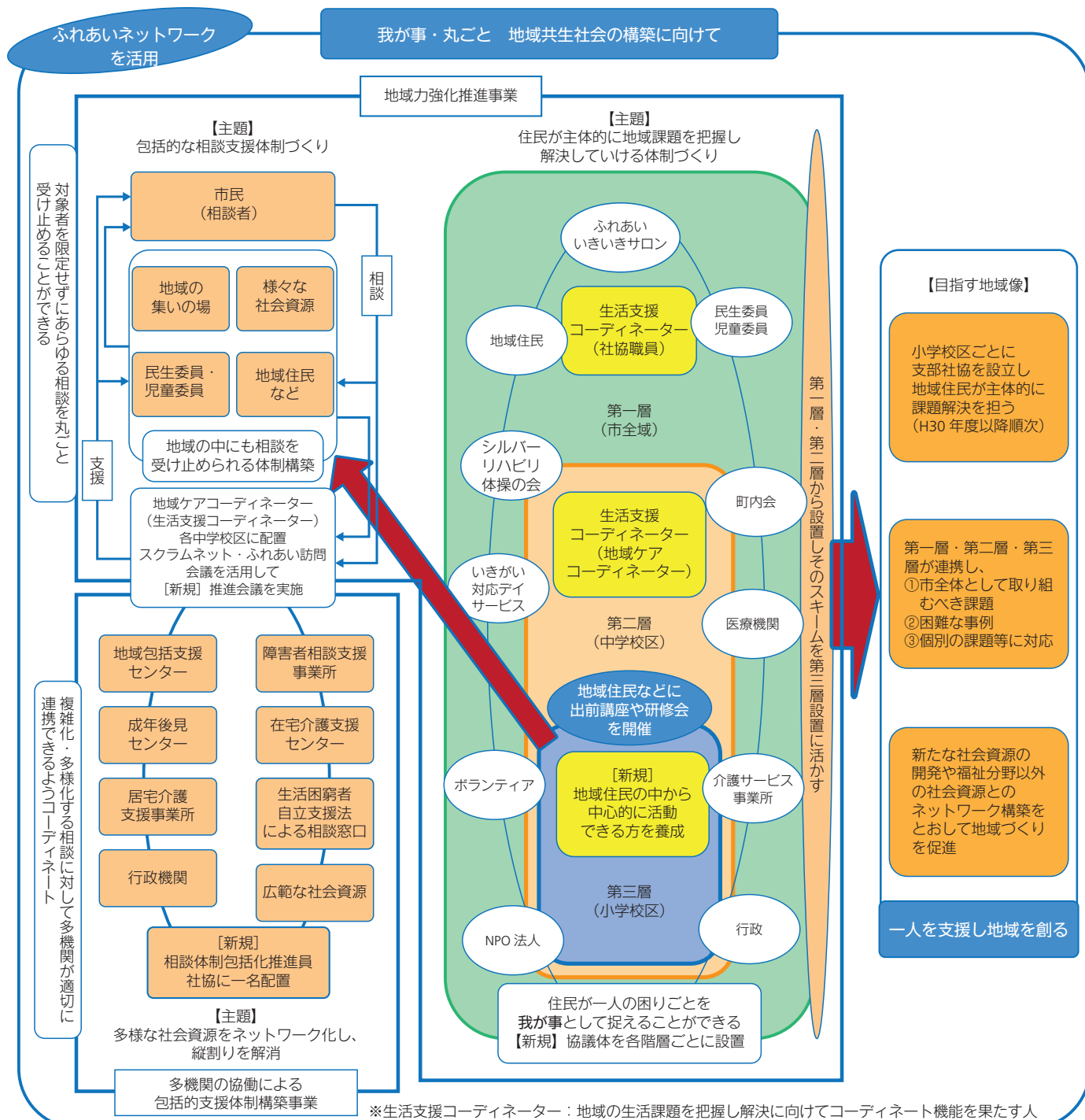
土浦市では、平成30年11月に民間の社会福祉法人による買物支援事業が開始された。この事業が始まった背景には、買い物弱者の増加という地域課題が市社協に多く寄せられたという経緯がある。市社協に課題が寄せられたのは、平成19年に民間の社会福祉法人のゆるやかなネットワークである「民間社会福祉施設協議会」の事務局が市社協に置かれていたことによる。現在は、市社協とは別の社会福祉法人内に事務局を移しているが、継続的に密接な連携を図っており、市社協の各支部の職



二中地区ふれあい調整会議の様子

員（地域ケアコーディネーター）が事業の周知と申込受付を担当するなどの役割を行っている。そして、現在の事業に参加している社会福祉法人では、中学校区ごとに事業の担当法人が決められ、それぞれが空き時間に空き車両を活用して、高齢者の自宅と近隣スパーの間を送迎している。また、この事業が呼び水となって、令和元年9月には、市内でホームセンターを運営する株式会社を買物支援のためのさらなる無料送迎バスの運行を開始した。これに対して市社協では、バス運行の行程表の作成と事業の周知に協力している。

図1 土浦市 我が事・丸ごと全体図



地区社協の設立に向けた、事業・活動のあり方の検討と委託事業の受託

市社協では、地域包括ケアシステムの構築が求められた平成24年度から、組織のあり方について検討を進めてきた。そのなかで、新規事業を積極的に受託し、アウトリーチができる地域密着型の総合相談機関となることを大きな柱の一つとした。同時に、新規事業の受託によって、安定した経営基盤の確保を図ることもめざした。市社協では、各支部を起点として事業を展開しているが、地区社協を設立できていないことが長年の課題となっていた。この課題を解決するために、地域共生社会の実現に関連した国庫補助事業の早期実施と市社協への委託を行政に提案した。スクラムネット会議をはじめとするこれまで培ってきた土浦型地域ケ

アシステムを基盤として、地域力強化推進事業や多機関の協働による包括的支援体制構築事業、生活支援体制整備事業をまとめて受託することにより、小学校区を単位とした第3層の協議体を作り、これを将来的な地区社協の設立に結びつける計画を立てた。この考え方は、平成30年度策定の第3次土浦市地域福祉活動計画にも反映させている。

地域課題の複雑化・高度化は今後ますます進展していくだろうが、これまで先達が築いてきたシステムを基本として、さらに包括的な支援体制の構築を進めつつ、市社協が社会福祉組織・関係者や住民の信頼に足ることを目標に、これからも役職員一同、会員である住民や関係団体、企業等の協力を得ながら各種事業を推進していきたいと考えている。

事例②

限られた社会資源を生かした住民主体の地域づくり

奈良県・山添村社会福祉協議会

地域福祉活動の取り組みとニーズの把握

山添村は、人口3439人、高齢化率47・4%（令和2年3月末現在）の村である。山添村社会福祉協議会（以

下、村社協）では、平成26年に住民と協働で「地域福祉活動計画」を策定した。策定の基本データとして活用した「地域福祉に関する調査」では、全1109世帯のうち958世帯（約86%）が「山添村で住み続けたい」と

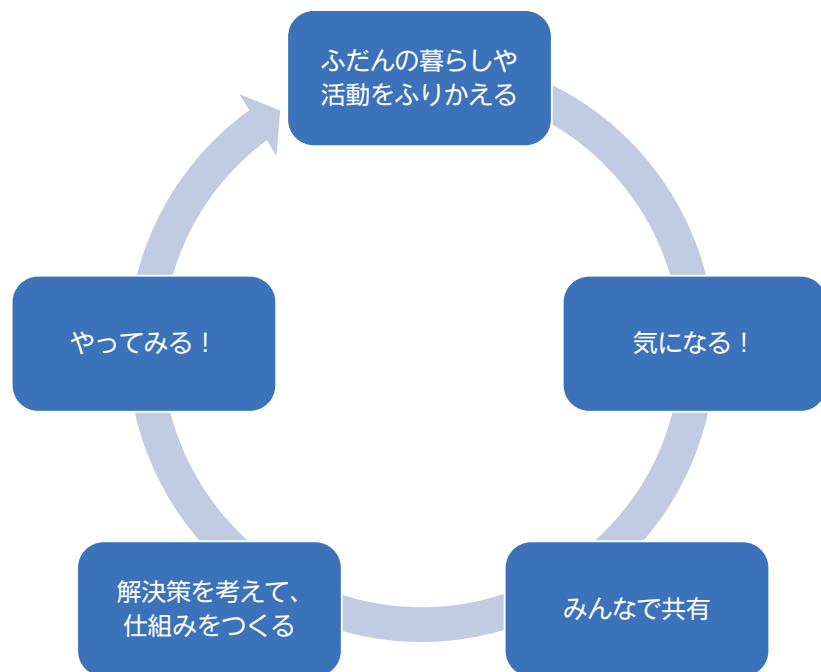
回答している。この願いの実現のため、住民、福祉団体、行政、村社協が連携・協働し、地域福祉活動を推進することの必要性を確認した。一人ひとりの「生活のしづらさ」を解消・解決するための住民による主体的な行動が必要と考え、同計画の基本理念を、「心よりそう郷（さと）づくりくひとりひとりの〇〇したいをカタチにする」とした。

同計画で重点化した大字単位の小地域福祉活動では、住民が主体性を持つことで、自ら地域に関心を持ち、地域の生活課題に気づきにつなげる考えた。また、小地域福祉活動への参加を通して、村社協に住民の「生の声」が届くことで、これまで潜在化していた細かな個別ニーズが浮き彫りになり、職員とともにその解決方法を考えることにつながっている。徐々にはあるが、地域の福祉力の

高まりを感じている。

また、平成29年には、行政から生活支援体制整備事業を受託し、第1層生活支援コーディネーター（1名）を配置した。最初に、生活課題をさらに掘り下げるために、約100名の独居高齢者宅を訪問し、アンケート調査を実施した。その結果、「庭の草取りや菜園の管理、野菜の収穫、大がかりな掃除ができない」など、既存の制度やサービスでは対応できない生活課題がより具体的に見えてきた。そして、「自分は支援を受ける側ではなく、支援する側

図2 「気づき」から始まる「心よりそう 郷づくり会議」





「ここさと会議」でのワークショップ

だ」と、意欲的に話す方もおり、その後の人材発掘にも結びついていった。

連携・協働の場 「ここさと会議」

地域包括支援センター、行政、村社協は数回にわたり議論を行い、これからは「サービスづくりではなく、新たな地域づくり・支え合い活動」や「住民による、住民のための支え合い」が必要という共通認識のもと、ワーク

ショップ形式の「心よりそう郷づくり会議（以下、ここさと会議）」で住民との対話が始まった（計5回実施）。ここさと会議には「身体が不自由だった夫が元気になる、時間と気持ちにゆとりができた。このゆとりを誰かにのために使いたい」母が村で一人暮らしできたのは、地域の助けがあったから。お返しをしたい」「将来、自分が困った時に利用できるしくみを、今から創り出したい」等の想いを持つ住民が参加した。地域の生活課題を解決するしくみについて住民自らが意見を出し合い、検討を重ねた。

そして、「10年後の未来を見ずえて、今から学習していこう、今から活動しよう」を合言葉に、住民参加型の助け合い活動の立ち上げに向けた取り組みが始まった。

それぞれの特性を生かしながら

立ち上げ検討会は、行政や村社協が主導するのではなく、参加者自身が「我が事」ととらえ、実施方針や活動内容等を検討した。試行的な実施や養成講座の開催、本格的な始動に向け、参加者同士のつながりや想いの共有を行った。住民（活動主体）・行政（資金的支援・村社協（連絡・調整）の持つそれぞれの特

性を生かし、三者が連携・協働し、令和元年11月に「住民参加型有償ボランティアグループ『ここさと』」の活動がスタートした。

活動から始まる気づきのサイクル

「ここさと」の活動では、多くの発見があった。例えば、ある独居高齢者から亡夫の「衣服を整理して欲しい」と依頼があった。活動を終えた住民のなかには「思い出話をしながら、衣服だけでなく、気持ちの整理もお手伝いできた」と、助け合いの違った側面を見出した方もいた。また、活動当日は、資源ゴミの回収日ではなかったこともあり、

衣服を入れたゴミ袋がそのま

まになってしまった。「数袋のゴミ袋をどうすればよかったのか？」といった活動上の気づきや課題はひとりで抱え込まず、後日のここさと会議に持ち込み、話し合うサイクルもできつつある。さらに、「ここさとの活動だけでは、限界があるので、もっと関わる人を増やし、協力の輪を広げよう」と、ここさと会議主催の「地域支え合い・助け合いフォーラム」の開催に向けた機運が高まっていた（令和2年3月に開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響で延期となった）。同フォー



有償ボランティアグループ「ここさと」の活動の様子

ラムでは、ここさと会議のメンバーによる「福祉劇」が予定されており、来場者に村の生活課題を伝え、そして、「自分たちには何ができるか」を発信する予定であった。

人、企業、関係団体等、地域の社会資源が限られたなかで、試行錯誤の連続だが、住民・行政・村社協がそれぞれの役割を担いつつ、お互いの想いに寄り添いながら、それをカタチにしていくことで、「心よりそう郷づくり」の願いが叶うと信じている。

すべての社協の 「地域における公益的な取組」 の発信率 100%へ

～現況報告書への漏れのない記載をお願いします～

平成28年4月に施行された改正社会福祉法によって、すべての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」が責務化されました。地域共生社会の実現に向けて、社協を含む社会福祉法人は、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」を積極的に展開していくことが期待されています。

また、社協と社会福祉法人・福祉施設との連携・協働による「地域における公益的な取組」については、都道府県圏域だけでなく、市町村圏域においても全国各地で実践されつつあります。

他方で、すべての社会福祉法人は、毎年6月末までに現況報告書等を所轄庁に提出しなければなりません（※）。現況報告書等は、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（独立行政法人福祉医療機構が運用）を使用し提出され、このシステム上で、すべての社会福祉法人の現況報告書等が公表されます。

現況報告書には、「地域における公益的な取組」を記載する欄があります。各社協としての取組内容を広く発信するために、地域生活課題に積極的に向

き合い、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の確立に寄与していることを意識的に記載することが求められます。

社協の事業は、社会福祉事業だけにとらわれずにさまざまな事業を展開する特徴もあるため、これらの事業を「地域における公益的な取組」として現況報告書に記載していない社協も一部に見られます。また、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じた現況報告書への入力の際に、担当者が記載の必要性を認識しておらず、未記入のまま提出している可能性も考えられます。

現況報告書に記載がなければ、地域ニーズに応じたさまざまな取り組みを実施していても、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を実施していない社協として見られかねません。改めて各社協での取組内容を確認いただき、広く国民にアピールする観点から、意識的に取組内容を記載するようにしてください。

具体的には、現況報告書の「11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業含む）」の項目で、記載する内容は、「①取組類型コード分類」「②取組の名称」「③取組の実施場所（区域）」「④取

組内容」です（図表1）。

図表2を参考に、各社協において実施している「地域における公益的な取組」の内容を現況報告書へ漏れなく記載いただくようお願いします。

（※）今般の新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、令和2年4月14日付の厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その2）」では、現況報告書を含め社会福祉法人が作成しなければならない書類については、職員の出勤抑制等により、「現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合」には、支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行することとされています。

なお、「現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合」の「支障」については、令和2年4月27日付で発出された同事務連絡に関するQ&Aにおいて、新型コロナウイルス感染症の全国かつ急速なまん延の抑制を図る観点から、法人において執った措置であればよく、個別具体的な要件を設定しているものではありません。また、同事務連絡の適用にあたっては、所轄庁への事前協議等の手続きは必須とされていません。

図表 1 現況報告書の「地域における公益的な取組」の記入欄

[illegible]

「①取組類型コード分類」は、入力候補の一覧から選択します。

＜取組類型コード分類＞

「地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)」
「地域における公益的な取組②(地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)」
「地域における公益的な取組③(地域の要支援者に対する権利擁護支援)」
「地域における公益的な取組④(地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供)」
「地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)」
「地域における公益的な取組⑥(地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動)」
「地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)」
「地域における公益的な取組⑧(地域の関係者とのネットワークづくり)」
「地域における公益的な取組⑨(その他)」

図表 2 現況報告書への記載例

取組例	現況報告書での取組類型コード分類
☐ 実習生の受け入れ 実習生や研修生等の受入れによる福祉人材の育成	⑦地域住民に対する福祉教育
☐ 行事やバザーの開催 行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり	⑨その他
☐ 複数法人間連携事業への参画 連携事業への参画による地域のセーフティネット構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
☐ 認定就労訓練事業の実施 認定就労訓練事業としての生活困窮者への就労支援	①地域の要支援者に対する相談支援
☐ 災害時に備えた地域のコミュニティづくり 地域住民と連携した防災体制の構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
☐ 地域の子育て家庭の相談支援 園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象とした育児相談	①地域の要支援者に対する相談支援
☐ 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③地域の要支援者に対する権利擁護支援
☐ 子育てサロン 子育てサロンの実施による子育て家庭の居場所づくり	⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
☐ 障害の理解促進の取組 地域住民の交流による障害の理解促進	⑦地域住民に対する福祉教育
☐ 買い物支援サービス 移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施	②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
☐ 配食サービス 高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施	②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
☐ 認知症カフェ 認知症カフェの開催による認知症への理解と課題共有	⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
☐ 生活困窮者への生活費支援 生活困窮者への生活費支給や物資の貸付	④地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

※全社協・社会福祉施設協議会のパンフレット「社会福祉法人・福祉施設の『地域における公益的な取組』の発信率 100 % へ」(平成 31 年 3 月)をもとに作成。

地域づくりの

いろは



今号より新たにスタートした「地域づくりのいろは」。本連載では、10回にわたり東京都立大学の室田信一准教授にご寄稿いただき、これまで社協が進めてきた地域づくりの到達点と課題を確認し、今後、地域共生社会に向けた包括的支援体制を構築するうえで、これからの小地域福祉活動をどのように進めるべきか、実践事例を通じて考えていきます。第1回は、本連載のねらいや進め方とともに、令和元年12月に公表された地域共生社会推進検討会報告のポイントと小地域福祉活動の意義について解説していただきます。

地域共生社会推進検討会報告のポイントと小地域福祉活動の意義

東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一

1. 連載のねらい

今号から1年間、小地域福祉活動について連載させていただくことになりました。本連載のねらいとしては、令和元年度に厚生労働省が開催した「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終報告を踏まえて、これまでの小地域福祉活動の到達点と課題を確認し、これから目指すべき方向性について検討することです。同報告書では「包括的な支

援体制」という考え方が示されましたが、その包括的な支援体制を構築するうえで、小地域福祉活動がどのように推進されるべきなのか、全国の具体的な事例を参考に考えていきたいと思えます。

私は検討会のメンバーとして会議に参加してきましたが、本連載で同報告書の内容を賛美したり啓蒙したりするつもりはありません。同報告書は、検討会のメンバーが導き出した最善のものであり、報告書の内容が法律に反映され、その結果、全国における社会福

祉の政策や実践に影響を与える可能性があるものだということは確かです。

しかし、中央集権的な国家体制の時代と異なり、国の法律が全国津々浦々にまで浸透するという考え方をもちことは時代錯誤といえます。事実、同報告書の内容も、各自自治体、各地域の特性や考え方を尊重したもので、強制力がないとなう内容にはなっていません。

本連載で取り上げる事例は、検討会が示した共生社会や包括的な支援体制について考えるうえで参考になる事例を選ぶつもりですが、連載を通して各地で同様の実践が増えることを期待するものではありません。具体的な事例の内容とともに、事例の裏側にいる活動者や実践者の思いやこだわり、その実践のなかに存在する現場の哲学にも接近したいと考えています。

これは私見ですが、検討会の報告書は具体的な実践内容にまでかなり踏み込んでいと感じています。小地域福祉活動とはもともと自由なものであるべきです。地域住民の困っているという声や、地域が直面している状況にに応じて、柔軟に活動を展開できることが小地域福祉活動の強みのはずです。国の検討会や法律によって示されたことに取り組むことが小地域福祉活動を良い方向に導くとは限りません。そのような思いを胸に、私自身も、連載を通して小地域福祉活動のこれからについて考えていきたいと思っています。

2. 地域共生社会推進検討会報告を読み解く

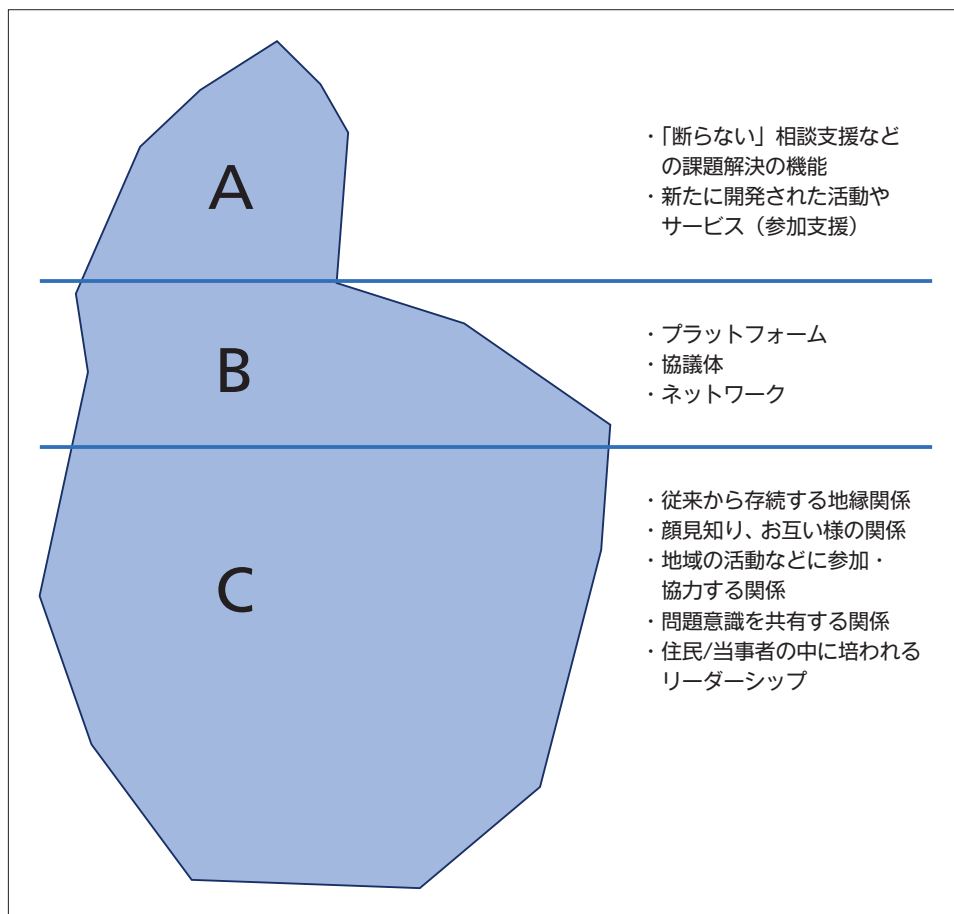
国の施策に対して否定的な書き出しに読めたかもしれませんが、検討会の報告書が今の時代の小地域福祉活動に影響を与え得ることは間違いありません。そこで、次に検討会報告書の内容について簡単に解説しておきます。

この報告書の中心的な議論は、市町村における包括的な支援体制の整備についてです。包括的な支援体制については平成29年の法改正でも示されましたが、本報告書ではそれをさらに次の3つの具体的な支援に整理して説明しています。

① 断らない相談支援

そもそも相談支援の現場で相談を断ることは想定されていません。しかし、社会福祉の相談窓口は一般的にその根拠となる法律に基づいて制度ごとに整備されているため、相談を受け付けるときに、その相談内容が制度に該当するものか選別され、そこで該当しないと判断されると、他部署や他機関を紹介されます。もしくは、対象者が複合的な課題を抱えている家族の場合、対応できない課題については相談にのれないということが起きます。断らない相談支援とは、そうした状況が生み出されないような体制を整備することです。市町村によっては「なんでも相談窓口」などを整備してあらゆる相談に対応する仕組みを構築しているところ

図 住民活動の構造



（室田作成、検討会提出資料を一部修正）

もありますが、必ずしもそうした総合相談窓口の設置が必須ではありません。児童や高齢、障害といった属性にこだわらず、多機関が協働して、継続的につながり続ける支援体制が要件と考えられています。小地域福祉活動においても、活動のなかで把握された住民の困りごとなどを、適切な相談支援機関につなぐことや、反対に関係機関の継続的な見守りを手伝うことも期待されています。

ています。

② 参加支援

参加支援とは、多様な社会参加に向けた支援のことで、具体的には就労支援や居住支援、学習支援など多岐にわたります。また、既存制度の支援では対応できないニーズに対して、自治体や地域の中で独自に開発されるサービスや取り組みのことを指しています。

報告書には、具体例として、生活困窮者向けの就労体験にひきこもりの状態にある者を受け入れることや、地域の空き家を活用した不登校の生徒向けの学習支援などが例示されています。ここでいう参加支援に関してはあまり限定的にとらえない方がよいと私は考えます。小地域福祉活動には参加支援を提供する機会が豊富にありますし、生活支援の活動などは、参加支援と連続的な活動になります。例えば、地域のサロン活動が引きこもり状態の若者の社会参加の場になることや、地域の生活支援サービスを利用することで、自営業が継続できる高齢世帯などが考えられます。

③ 地域づくりに向けた支援

地域づくりに向けた支援というとこの「地域づくり」とは、まさしく小地域福祉活動であり、それに加えて、小地域福祉活動に発展する前段階の住民同士のつながりづくりなどがここに含まれるものと考えていいでしょう。

私は検討会で図を用いて住民活動の構造を説明しました（図）。この図は氷山をイメージしていて、地域の活動において可視化されている部分はAやBのみで、Cの部分は隠れていることが少なくありません。AやBのみをトップダウンで作ることはできませんが、Cの部分がともなわなければAやBの機能は限定的になります。地域づくりに向けた支援とはまさしくこのCの部分を活性化することです。そのために、地

域の拠点や居場所が整備されることとコーディネートする機能が確保されることの重要性が示されました。

3. 連載の進め方

このように国の政策が小地域福祉活動を後押ししていることは明白です。

一方で、すでに述べたように、国の政策で求められている活動を目指すという考えに至ることは危険です。この連載では、小地域福祉活動の現場では何が大切にされていて、何が目指されているのか、その背景にはどのような物語があり、結果としてどのような活動が生み出されたのか、といった活動の原理を中心にこれからの小地域活動のあり方について考えていきます。今のところ、見守りネットワーク活動や、ふれあい・いきいきサロン、生活支援サービス、個別支援検討の場、地域福祉の財源づくりなどを取り上げていきたいと考えています。その他に取り上げるべき活動があれば、是非ともご提案いただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルスの影響から自粛をしている小地域福祉活動が全国にたくさん存在することだと思います。多くの人の生活が小地域福祉活動に支えられていることを考えると、早く元の状態に戻ることを願っています。一方で、コロナ騒動後の地域社会がこれまでとは異なる様相となることを想定して、小地域福祉活動の新たな方向性についても模索していきたいと思っています。

社協活動 最前線

淡路市 社会福祉協議会

障害当事者の社会参加を 通じて、地域住民の 生活課題の解決と 共生循環型地域社会の 実現をめざす



桓武天皇の勅願寺である常陸寺。都で起こった疫病や天変地異が淡路へ流された弟の祟りであるとして建立された。豊かな自然と高山信仰の聖地として地元で親しまれている。

淡路市社協では、障害当事者の社会参加を促進し、地域住民とのコミュニケーションを育むとともに、地域課題の解決に向けたさまざまな活動を展開している。「共生循環型地域社会」の創出を目標にすえた、さまざまな取り組みと活動を展開するうえでの思いや工夫についてお話をうかがった。

社協データ

【地域の状況】(令和2年5月1日現在)
人 口 43,267人
世 帯 数 20,032世帯
高齢化率 37.8%

【社協の概要】(令和2年4月1日現在)
理 事 13人
評 議 員 35人
監 事 2人
職 員 数 114人(正規職員23人、嘱託29人、パート職員62人)

【主な事業】

- 福祉総合相談(すまいるネット)
- 地区社協・まちづくり協議会等の運営支援
- 食糧支援・生活備品貸与事業
- 認知症家族等のSHG支援
- 制度外支援(ファミリーサポート、タイムケア)
- 社協のえんむすび事業
- 生活支援体制整備事業の受託運営
- 生活困窮者自立相談支援事業の受託運営
- 障害者相談支援事業の受託運営
- 介護保険事業(居宅介護支援、通所介護、訪問看護、福祉用具貸与)
- 障害福祉事業(計画相談、就労継続支援B型、生活介護、就労移行支援、共同生活援助、移動支援)等

障害当事者支援に向けた歩み

淡路市社協(以下、市社協)が「障害当事者の社会参加と地域への貢献活動」に取り組むようになったのは、旧北淡町社協(現淡路市社協地域支えあいセンターほくだん)の第一次地域福祉推進計画(平成13年)に「地域に障害のある人たちが通える作業所を作ろう」という目標が掲げられたことがきっかけである。風保憲事務局長は、当時の思いを次のように語る。

「計画の策定後、『親の立場で地域で生活する知的障がい者の暮らしと権利を考える会』が発足し、作業所設置運動に保護者と一緒になって取り組んだのが、現在の実践につながっています。この活動を通じて、エンパワメントの過程と可能性を実感するとともに、単に障害者の居場所や就労機会を創出するのではなく、地域で暮らしあう人同士がともに認め合いながら、助けたり、助けられ

たりする互助の循環を生み出したい。そんな考えが芽生えたのです」

市社協がまず最初に行ったのが、地域福祉学習「気づきの広場」だった。この学習会を始めた背景には、支援によって当事者がエンパワメントされても、住民が正しく当事者を理解しなければ偏見や差別意識は払拭できないという思いがあった。加えて、社協には当事者への正しい理解を促す機会を提供する責任があると考え、障害者問題を中心に、部落問題等、さまざまな人権問題を扱った学習会を開催してきたのだという。この学習会は、地域住民を対象に平成13年度から平成25年度までの13年間にわたり継続してきたが、その後の住民・当事者(その家族)・福祉職相互のエンパワメントによる共生のまちづくりを実践する土台となっただけでなく、その後の市社協の取り組みに対する地域の賛同者を増やすことにもつながった。

「さぬきうどん幸来(はびくる)」をオープン

市社協が「さぬきうどん幸来(以下、幸来)」を開所したのは、平成23年のことである。幸来は「障害当事者の就労支援を通じて、地域住民に障害者観のコペルニクスの転回をめざす」という当初からの思いの実現をめざした事業所だ。

「幸来の目的は、障害当事者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な収入を得ることです。そして、障害当事者による店舗運営を通じて地域住民に彼ら彼女らのことを理解してもらうことでした」と、風事務局長。

障害当事者が作るうどんを地域住民に食べてもらい、「おいしい!」と評判になり、来店者が他の地域住民に紹介する。この循環を地域というフィールドで生み出すことで、障害当事者に対する差別意識や偏見の払拭、さらなる相互理解につながると

考えた。

幸来では、製麺・出汁づくりから接客まですべての作業を障害当事者が担う。「安くておいしいうどん」として、地域住民から好評となり、毎月約2000人が平均して訪れている。最初は接客に苦戦していた障害当事者も次第に上達し、今では障害当事者との会話を楽しみに来店する常連客も多いという。幸来は、地域住民にとって、障害当事者を理解し、お互いに交流を図ることができる貴重な場所となっている。

地域生活多機能拠点 「いづかしの杜」をオープン

さらに、市社協では、平成26年に地域生活多機能拠点「いづかしの杜」を立ち上げた。小規模過疎集落が点在する中山間地にあった保育所の跡地を譲り受け、なんでも屋(集落コンビニ・食堂・喫茶店)として事業をスタートさせた。店舗運営だけでなく、移動販売や弁当の宅配等も

平成 17 年 4 月に、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町の五町が合併して発足した。市は世界有数の吊り橋である明石海峡大橋で神戸市とつながっており、交通の要所として栄えている。主な産業は漁業と農業。豊かで雄大な自然にあふれ、近年は移住者や観光客が増加しており、淡路島のウエルカムシティとして多様なレジャーを楽しむことができる。



うどんづくりから接客まですべての作業を障害当事者が担う「さぬきうどん幸来」

レジ打ちや精算、商品の袋詰めなどを障害当事者が行っているが、その際、地域住民との何気ないコミュニケーションが生まれることで、地域住民にとっては障害当事者への理解が進み、障害当事者にとっては地域での役割意識の醸成につながるなど、相乗効果がもたらされている。また、買い物後に地域住民が残って談笑することも増え、普段からお互いの安否を気にかけ合う関係が生まれている。市社協としても住民が抱える生活課題を把握する機会にしている。また、この移動販売を就労継続支援 B 型事業とし

行っている。「いづかしの杜」の設立の経緯について、風事務局長は次のように説明する。「『いづかしの杜』がある地区にもかつては日用品等がある小売店がありました。現在は人口減少とともにほとんど廃業しました。買い物をするには、車で出かけないといけません。公共交通機関も少なく、免許を返納する高齢者も多くいます。そのため、買い物困難者が増えています」。

こうした生活課題を踏まえて、市社協では「いづかしの杜」の設立当初からの目標であった移動販売にも力を入れている。移動販売をスタートさせる際には、地域住民や市社協の理事会・運営委員会、民児協等からのさまざまな声を聴きながら個別の調整も行ったという。移動販売では、専用の移動販売車「いづかし号」に日用品等約 400 品を積み込み、週 5 日（月曜から金曜）、山間部の集落を障害当事者と市社協職員の 2 名で巡回している。訪問先は、全部で約 55 か所。移動販売当日は「いづかし号」に多くの地域住民が集まる。

共生循環型地域社会の実現に向けて

これらの取り組みを通じて、市社協は、「共生循環型地域社会」の実現をめざす。「共生」とは誰もが自分たちの住み慣れた地域とともに認めあつて暮らすことであり、「循環型地域社会」とは住民たちがお互いに助け合い「人、物、金、役割」が循環する社会のことである。市社協では、この二つの理念を兼ね備えた「地域づくり」の展開がますます重要になってくると考えている。

「淡路市の高齢化率は 38% を超え、人口も減る一方です。今何もう手を打たなければ、生活環境は悪くなるばかりで



「いづかし号」による移動販売での様子

しょう。地域に暮らす人が、それぞれの立場でできることを考えていく。この『共生循環型地域社会』の創出をめざした私たちの活動は、障害の有無や年齢、性別等を越えた真の『地域共生社会』を生み出してくれると信じています」と、風事務局長は力強く語る。

今後の展望は、現在実施している事業を障害当事者の利用のみならず、ひきこもり状態にある人や生活困窮者の就労の場として位置づけ、さまざまな暮らしづらさを抱える人に対しても共生を循環させる仕組みを開発することだという。また、高齢者の孤食の増加という生活課題があることから、地域食堂・子ども食堂のような活動を障害当事者と一緒に進めることで、地域の誰もが参加できる場を「参加支援」の視点で開発していく予定だ。市社協では、こうした包括的な支援体制の構築に向けて、さらなる活動を開発・展開していく。

連載 第1回

ジモトでつながる 災害ボランティアセン

本連載では、被災地社協の視点から、さまざまな地元の民間団体が、いかに災害ボランティアセンターの運営に参加し、活動を支えたのかを紹介していく。第1回となる今号は、倉敷市社会福祉協議会の取り組みを紹介する。

「協働」により支えられた災害ボランティアセンター①

倉敷市社会福祉協議会

被害の概要と災害VC設置まで

平成30年7月豪雨災害で、岡山県倉敷市真備町は、町内を流れる4河川8か所の堤防が決壊し、約6000棟の家屋が浸水、51人もの尊い命が奪われるという甚大な被害に見舞われた。浸水深は最大約5mにもなり、その光景に目を疑ったことを覚えている。

このような状況のなか、倉敷市社会福祉協議会（以下、市社協）では、倉敷市と事前に「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」を締結していたことや被害の規模が大きかったことから、発災直後迷うことなく災害ボランティアセンター（以下、災害

VC）の設置に向けて準備を始めた。

まずは市社協の既存事業の延期や中止の検討、職員配置の検討、地元のボランティア団体等への協力依頼、災害VC設置場所の選定と交渉、事務用品や資機材の調達、携帯電話の確保など、連日深夜にまでおよび会議や準備を行い、発災から5日後に災害VCを設置した。電話での問い合わせや高速道路無料化手続き等の対応に人手が必要なことから、災害VCに配置できた職員はわずか7名程度しかおらず、不安と緊張のなかでのスタートであった。

運営における協働の必要性

全国から来る多くのボランティアが

スムーズに被災地で活動するためには、災害VCの運営側にも多くのスタッフが必要となる。被災者からのニーズ受付、ボランティアの受付、ボランティアへのオリエンテーション、被災者とボランティアのマッチング、資機材の管理など、さまざまな役割が求められるが、それぞれが連携しながら継続していく必要がある。そのようななか、市内のボランティア団体や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会など、日頃の地域福祉活動でつながりのあった個人や地縁団体だけでなく、市外県外の応援社協職員をはじめ、先災地での活動経験がある災害支援団体、社会福祉士会等の職能団体、企業など、多くの団体や個人から支援の申し出があった。なかには数か月にわたって、引継ぎを行いながら継続的に関われる団体もあり、そのような団体には重要な役割を担ってもらいながら、災害VCの運営を安定させていった。

強みを生かした役割分担

市社協では、これまでも災害VCを設置したことはあったが、ここまで大規模な被災はなく、これほど多くのボランティアを受け入れたこともなかった。そのため、先災地での活動経験のある支援団体と協働することで、必要な知識や多くの助言をもらいながら運営することを心がけた。

また、情報発信やデータ集計、マ

ニユアル作成などについては、企業やNPO法人に役割を担ってもらい、それぞれが考えた取り組みや企画の提案を受け、協議しながら作り上げてきた。例えば、人材派遣業を行う「パソナ岡山」の社員には、普段から電話オペレーターのパソナの派遣やデータ集計といった業務を行っていたことから、さまざまな問い合わせに対応してもらったための電話受付と問い合わせ件数の集計作業を担ってもらった。そして、他のボランティアでも対応できるように電話受付マニユアルを作成し、件数の多い問い合わせはホームページに掲載するといった取り組みを行ってきた。パソナ岡山とはその後、災害VCが長期化するなかで、業務委託契約を締結し、仕事として運営に携わることで、電話受付業務を安定的に継続させることができた。

また、その他にも、食料品や生活用品の配送を行う「おかやまコープ」には、資材や飲料の在庫管理と現地への配送、「日本赤十字社防災ボランティア」には、熱中症や手洗い・うがいの注意喚起、「岡山県社会福祉士会」には被災者の気持ちに寄り添った対応をしてもらうためにニーズ受付をしてもらうなど、それぞれの団体の強みを生かした役割を分担できるように意識してきた。

（次号に続く）

「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」を発足

新型コロナウイルスの感染拡大により、今、人と人が接触する機会を減らすことが求められ、ボランティア活動や市民活動は制限され、力を発揮しにくい状況にあります。このような状況下にあっても、住民同士の“つながり”を継続するための活動方法や工夫、懸命な取り組みが全国各地で新たに生まれています。

つながることをあきらめず、感染防止策を講じながら活動する方法や工夫を集めて提供する、悩み葛藤しながら活動している仲間たちの交流を図る、そうした取り組みをWEB等を活用して進めることで、全国の活動者や組織・団体の実践を後押ししたいと、このたび11の主唱団体がその傘下の構成団体等とともに、「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」を立ち上げました。

ボランティアや市民活動の推進、地域における生活支援等に関わってきた全国団体がこの運動を共同して進めることで、つながりづくりの機運を盛り上げ、あわせてICTなどコミュニケーションツールの活用により、これまでつながることができなかった人との新たな関わりを生み出すなど、感染症への対応の収束後におけるより豊かな地域共生社会づくりの活動につなげたいと考えています。



URL <https://www.tunagari-action.jp>

■「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」のホームページに掲載する活動事例を募集します

各社協やボランティア団体、NPO等で創意工夫のもとと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新た

な“つながり”を創り出す活動等をぜひご応募ください。

【応募方法】

- ・下記の「事例紹介の柱」を参考にwordデータで作成し(500～600字程度)、活動の様子がわかる写真の画像データとともにメール添付して提出してください。
提出先メールアドレス z-chiiki@shakyo.or.jp
- ・メールの件名は「全国アクション事例応募(団体名)」としてください。

【事例紹介の柱】

- ①タイトル
- ②団体名
- ③活動の内容
(記載内容例)
 - ・活動を始めたきっかけや思い、活動のねらい
 - ・活動の内容、参加者・対象者、場所(対象エリア)、時期・時間、周知方法、連携している団体
 - ・活動の際、感染防止のためにやっていること、工夫
- ④活動の効果
(記載内容例)
 - ・やってみて「よかったこと」「難しかったこと」
 - ・関わった人からの反応
 - ・課題やこれからの予定
 - ・“つながり”の活動をしている(しようとしている)人へのメッセージ
- ⑤活動の様子がわかる写真、活動団体等のリンク先

※上記項目を網羅しなくても構いません。

※事例のイメージは「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」ホームページ(<https://www.zcwvc.net/>)を参照してください。

全国社会福祉協議会 地域福祉部 令和2年度 職員体制

全社協地域福祉部の令和2年度職員体制をお知らせします。本年度は右記のメンバーで業務に取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部長 高橋 良太
副部長 水谷 詩帆
部員 岡崎 貴志
部員 赤坂 聡太
部員 寺嶋波留加

部員 根岸 泰之
嘱託職員 後藤 裕香
出向職員 小林 頼子
出向職員 村田 敏明

2020年4月5月号 令和2年6月9日発行

編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部

発行所／地域福祉推進委員会 <https://www.zcwvc.net/>
東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

代表者／川村 裕

編集人／高橋 良太

定価／200円(税別)

デザイン・印刷／三報社印刷株式会社



新年度、新型コロナウイルスの影響で学校も休校となり、通学路にぎやかさがなく寂しさを感じていましたが、近所の子どもたちが奏でるアルトリコーダーの音に癒されています。懐かしい曲も聴こえ、リコーダーの大きさに指がとどかなかった小学生時代を思い出しました。

さて、本誌では新たな連載「地域づくりのいろは」[「ジモトでつながる災害ボラセン」]「ともに歩もう！社会福祉法人」をお届けします。

本年度も新たな体制となった地域福祉部と「NORMA 社協情報」をよろしく願います。(寺)

ともに歩もう!

社会福祉法人

第1回

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

協力

全国社会福祉法人経営者協議会



久木元 司氏 (経営強化委員長/地域共生社会推進委員会副委員長)

社会福祉法人常盤会理事長、法学修士、社会福祉士。厚生労働省「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」委員、公益財団法人日本知的障害者福祉協会「社会福祉法人の在り方検討委員会」委員長。

地域共生社会の実現をめざすなかで、施設を経営する社会福祉法人(以下、施設経営法人)と社協がともに地域づくりを推進していくことが求められています。本連載では、施設経営法人と社協のさらなる連携強化のため、地域における公益的な取組の活動事例も交えながら、全国社会福祉法人経営者協議会の関係者から社協への期待や今後の展開について語っていただきます。

初回となる今号では、全国社会福祉法人経営者協議会の久木元氏に、社協との連携・協働への期待についてご寄稿いただきます。

地域共生社会の実現と社会福祉法人

2040年問題がクローズアップされています。この20年で起こる急激な人口減少に対し、さまざまな議論と施策が進められております。生産年齢人口、いわゆる働き手世代の減少が著しい一方で、高齢者の比率が高まることが予想され、福祉現場を支える人材の不足も深刻な課題となってくるものと思われます。

地域共生社会に向けた取り組みは、分野縦割りの福祉支援を地域の包括的な支援体制に転換するとともに、地域力を強化しなければ、これからの人口減少社会に対応できないとの考えから導きだされた施策でもあると考えられています。

そして、地域共生社会を実現するうえで、中心的な役割が期待されているのが「社会福祉法人」であります。特に、福祉サービスの専門性ととともに、地域力の強化においては、社会福祉法人がこれまで積み重ねてきた実践や地域とのつながりが強みとなり、地域共生社会の構築に活かされるのではないかと期待されています。

地域において分野縦割りの福祉支援から包括的な支援体制へ転換していくために必要不可欠なことは、社協と施設・事業所を経営する社会福祉法人が改めて手を携え、「社会福祉法人」を中心とした地域での法人

間の連携、地域生活課題に対応する関係機関のネットワークを構築していくことであります。

社協の役割と機能への期待 ～「連携・協働」に向けて～

その際、重要な役割を担うのが社協だと思います。本来、社協の役割として持つ地域の施設・事業所の連携調整機能、いわゆる福祉関係者をつなぐ、プラットフォーム機能を改めて発揮いただくことであります。

現在、全国の都道府県で始まっている社会福祉法人の連携・協働による生活困窮者レスキュー等の事業・活動においても、社協が参画しこの機能を発揮しているところは連携・協働もスムーズに進められています。今後さらに、市区町村圏域での取り組みを広げていくためにも社協の役割に期待しております。

厚生労働省においては、令和元年度に「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」が設置され6回の議論があり、社会福祉法人の連携の中核としての社協の役割が改めて強調されました。あわせて、新たな連携の枠組みである「社会福祉連携推進法人」の創設が決定しました。

今後、社協がこれらのさまざまな連携の中核として積極的に関わっていくことが必要になると思います。

社協との 連携・協働 の思い

タッグを組んで支援の幅を 広げる

地域での連携が進めば、我々社会福祉法人が持つ強みや専門性が結集します。それぞれ点で行ってきた活動も連携により多様性を生み、面として複合的な地域生活課題への対応も可能になっていくものと思います。過疎に悩む地域においても地域共生社会の実現に向けて地域再生を試みるところが出てくるものと期待されます。

また、人材確保に苦労している地域では、協働化により、採用はもちろん、研修等を充実させることで人材育成が図られ、キャリアパスの形成にも寄与できます。さらにコスト面においてもさま

ざまなコストの軽減が図られると同時に効率化も図られます。そして、災害支援でも、地域連携が進むことで一層の取り組み強化につながるものと思われます。

このような取り組みを進めるうえでのキーワードは「共生」であります。社協と施設・事業所を経営する社会福祉法人がタッグを組むことによって、地域での支援の幅が広がるとともにこれまで対応できなかった取り組みも実現できると期待しています。

